

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項の表霧島市立霧島図書館の項中「霧島市霧島田口148番地3」を「霧島市霧島田口500番地」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市霧島公民館の移転に伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。